

目次

近畿運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和元年5月24日
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和6年2月1日
第55次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な法改正	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	14
3 保安基準	20
4 自動車の点検整備制度	21
5 自動車の検査制度	32
6 整備工場の認証制度	44
7 指定制度（工場関係）	52
8 指定制度（検査員関係）	64
9 指定制度（保安基準適合証関係）	66
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	81

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	90
2 自動車の装置一般	97
3 自動車の車体関係	103
4 自動車の室内関係	113
5 自動車の騒音・排ガス関係	124
6 自動車の灯火関係	129
7 警音器・後写鏡・速度計 他	146
8 テスタ等による機能維持確認	154

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	181
2 年度別計算問題	182

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回	214
2 令和5年度 第2回	226
3 令和4年度 第1回	239
4 令和4年度 第2回	252
5 令和3年度 第1回	265
6 令和3年度 第2回	277

第5章 暗記ノート

1 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的 7
2. 用語の定義 8
3. 自動車の種別（法令） 9
4. 自動車の種別（内容） 9
5. 自動車の種別（別表第1） 10

2 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力 14
2. 新規登録の申請 14
3. 自動車登録番号標の封印等 15
4. 変更登録・移転登録 16
5. 一時抹消登録 17
6. 自動車登録番号標の表示の義務 17
7. 車台番号等の打刻 18
8. 打刻の塗まつ等の禁止 19
9. 臨時運行 19

3 保安基準

1. 保安基準 20

4 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務 21
2. 日常点検整備 21
3. 定期点検整備（期間） 23
4. 定期点検整備（内容） 26
5. 定期点検整備（走行距離等） 28
6. 自動車車庫の基準 29
7. 点検整備記録簿 29
8. 整備管理者 31
9. 整備命令 31

5 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証 32
2. 新規検査 33
3. 自動車検査証の有効期間 33
4. 自動車検査証の有効期間（起算日／法令） 34
5. 自動車検査証の有効期間（起算日／実務） 35
6. 継続検査 37
7. 自動車検査証の備付け・検査標章の表示 37
8. 自動車検査証記録事項の変更 38
9. 構造等変更検査 39
10. 自動車検査証の返納等 40
11. 自動車検査証の再交付 40
12. 予備検査 40
13. 限定自動車検査証 41
14. 自動車部品を装着した場合の取扱い 41

6 整備工場の認証制度

1. 自動車特定整備事業の種類 44
2. 認証 44
3. 認証基準 45
4. 特定整備の定義 46
5. 特定整備事業者の変更届 47
6. 特定整備事業者の標識 47
7. 特定整備事業者の義務 47
8. 特定整備記録簿 48
9. 特定整備事業の設備の維持 48
10. 特定整備事業者の遵守事項 48
11. 整備主任者 51

7 指定制度（工場関係）

1. 指定自動車整備事業の指定等 52
2. 工員数、設備の有無等の基準 53
3. 検査の設備の基準 54
4. 作業場等の基準の解釈 55
5. 対象自動車の指定 55
6. 自動車の検査の設備の共用 56
7. 設備の維持 57
8. 検査用機器の校正 57
9. 検査用機器の構造と取扱い
（サイドスリップ・テスト） 58
10. 検査用機器の構造と取扱い
（ブレーキ・テスト） 59
11. 検査用機器の構造と取扱い
（速度計試験機） 60
12. 検査用機器の構造と取扱い
（前照灯試験機） 60
13. 検査用機器の構造と取扱い
（騒音計・音量計） 61
14. 検査用機器の構造と取扱い
（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器） 62
15. 検査用機器の構造と取扱い
（黒煙測定器） 62
16. 検査用機器の構造と取扱い
（オバシメータ） 63

8 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任と要件 64
2. 自動車検査員の解任 65

9 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付	66
2. 保安基準適合証等の交付範囲	67
3. 指定事業者の点検の基準	68
4. 自動車検査員による検査（検査等の基準）	69
5. 自動車検査員による証明 （同一性の確認）	70
6. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	72
7. 自動車検査員の服務	73
8. 自動車検査員の作業範囲	74
9. 保安基準適合証等の有効期間	75
10. 保適を提出した場合の取扱い	75
11. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	76
12. 保安基準適合証の取扱い （不正使用の防止等）	77
13. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）	77
14. 自賠償保険証明証の備付け	78
15. 自賠償保険証明証の提示	79
16. 限定保安基準適合証	80

10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿	81
2. 指定整備事業者の罰則の適用	81
3. 保安基準適合証の交付の停止	82
4. 指定整備事業者の変更届	82
5. 検査対象外軽自動車の使用の届出	82
6. 不正使用等の禁止	83
7. 不正改造の禁止	83
8. ニューサービス等	84

1 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、(①)に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の(③)を増進することを目的とする。[R5.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①)等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②)の健全な発達に資することにより、公共の(③)を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(③)に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)性の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに(③)についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(②)についての技術の(③)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(④)に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の(①)及び公害の防止その他の環境の(②)並びに(③)についての技術の向上を図り、併せて自動車の(④)の健全な発達に資することにより、公共の(⑤)を増進することを目的とする。[R2.1]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(①)等を行い、並びに安全性の(②)及び公害の防止その他の環境の(③)並びに整備についての技術の(④)を図り、併せて自動車の整備事業の健全な(⑤)に資することにより、公共の福祉を(⑥)することを目的とする。
[R1.2]
- ☑9. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての(③)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.1]
- ☑10. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに(①)の確保及び(②)の防止その他の環境の保全並びに整備についての(③)の向上を図り、併せて自動車の整備事業の(④)な発達に資することにより、公共の福祉を(⑤)することを目的とする。[H30.2]

- ◎正解 1…①道路運送車両/②整備事業/③福祉：2…①所有権/②環境：
3…①公証/②整備事業/③福祉：4…①所有権/②環境/③発達：5…①安全/②公害/③整備：
6…①所有権/②整備/③向上/④発達：7…①確保/②保全/③整備/④整備事業/⑤福祉：
8…①公証/②確保/③保全/④向上/⑤発達/⑥増進：9…①安全性/②環境/③技術：
10…①安全性/②公害/③技術/④健全/⑤増進

[関係法令]**◆車両法◆第1条（この法律の目的）**

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
 - ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
 - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義**[過去出題例]**

- ☑1. この法律で「道路運送車両」とは、()、原動機付自転車及び()をいう。[R4.1]
- ☑2. この法律で「()」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.2]
- ☑3. この法律で「自動車」とは、()により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより()して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R5.1/R3.1]
- ☑4. この法律で「自動車」とは、①により②を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して②を移動させることを目的として製作した用具であって、同条第3項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[R2.1/R1.1]
- ☑5. この法律で「運行」とは、()又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[R3.2]
- ☑6. この法律で「運行」とは、人又は物品を()するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。[H30.2]

◎正解 1…自動車/軽車両：2…自動車：3…原動機/牽引：4…①原動機/②陸上：5…人：
6…運送

[関係法令]**◆車両法◆第2条（定義）**

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。

- (8) 連結装置
- (9) 乗車装置及び物品積載装置
- (10) 前面ガラスその他の窓ガラス
- (20) 自動運行装置

◆車両法◆第 42 条（乗車定員又は最大積載量）

1. 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準〔保安基準〕に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

◆車両法◆第 99 条（保安基準の規定の準用）

1. 第 40 条から第 42 条までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であって多数の人員の輸送を行うものその他政令〔施行令第 13 条〕で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上特に重要なものの使用について準用する。

4 自動車の点検整備制度

1 点検及び整備の義務

〔過去出題例〕

- 1. 自動車の（ ）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。〔R5.2〕
- 2. 自動車の使用者は、自動車の（ ）をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。〔R5.1〕
- 3. 自動車の使用者は、自動車の①をし、及び必要に応じ②をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように③しなければならない。〔R4.2/R3.1/R2.1/R1.1/H30.2〕
- 4. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように（ ）しなければならない。〔R4.1〕
- 5. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に（ ）するように（ ）しなければならない。〔R3.2〕

◎正解 1…使用者/保安基準：2…点検/保安基準：3…①点検/②整備/③維持：
4…保安基準/維持：5…適合/維持

〔関係法令〕

◆車両法◆第 47 条（使用者の点検及び整備の義務）

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

2 日常点検整備

〔日常点検整備〕

- 1. 自動車の使用者は、自動車の①、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、②の点灯、制動装置の作動その他の③に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。〔R5.1/H30.2〕

〔運行前点検〕

- 2. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、1日1回、その運行の（ ）において、自動車点検基準（日常点検基準）に基づく点検をしなければならない。

〔R1.1〕

- ☑3. 自動車の使用者は、日常点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなる(①)がある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなる(①)をなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならないとされている。
[R1.2]

〔技術上の基準〕

- ☑4. 法第47条の2(日常点検整備)第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。[R1.1]
- (1) 法第48条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車 別表第1
(2) 法第48条第1項第3号に掲げる自動車 別表第2

別表第1(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)(第1条関係)【抜粋】

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの(①)が適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの(②)が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。

- ◎正解 1…①走行距離/②灯火装置/③日常的：2…開始前：3…①おそれ：
4…①踏みしろ/②排気音

〔関係法令〕

◆車両法◆第47条の2(日常点検整備)

1. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令〔点検基準第1条〕で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

▷日常点検の基準

- 事業用自動車、自家用貨物自動車…点検基準別表第1
- 自家用乗用自動車……………点検基準別表第2

2. 次条第1項第1号〔定期点検の期間が3月の自動車〕及び第2号〔定期点検の期間が6月の自動車〕に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない〔運行前点検〕。
3. 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

◆点検基準◆別表第1(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)(抜粋)

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。

(8) 整備主任者であって次に掲げるものに運輸監理部長又は運輸支局長が行う研修を受けさせること。

イ. 整備主任者として新たに届け出た者

ロ. 最後に当該研修を受けた日に属する年度の末日を経過した者

2. 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地

(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

7 指定制度（工場関係）

1 指定自動車整備事業の指定等

〔過去出題例〕

- ☑1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条〔優良自動車整備事業者の認定〕第1項の国土交通省令〔優良自動車整備事業者認定規則〕で定める基準に適合する(①)、(②)及び(③)を有するほか、国土交通省令〔指定自動車整備事業規則〕で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の自動車検査員を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。〔R3.2〕
- ☑2. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条〔優良自動車整備事業者の認定〕第1項の国土交通省令〔優良自動車整備事業者認定規則〕で定める基準に適合する設備、(①)及び管理組織を有するほか、国土交通省令〔指定自動車整備事業規則〕で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の(②)を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の(③)をすることができる。〔R3.1〕
- ☑3. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について法第94条〔優良自動車整備事業者の認定〕第1項の国土交通省令〔優良自動車整備事業者認定規則〕で定める基準に適合する設備、技術及び(①)を有するほか、国土交通省令〔指定自動車整備事業規則〕で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の(②)を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の(③)をすることができる。〔R1.1改/H30.2改〕

◎正解 1…①設備/②技術/③管理組織：2…①技術/②自動車検査員/③指定：
3…①管理組織/②自動車検査員/③指定

【関係法令】

◆車両法◆第94条の2（指定自動車整備事業の指定等）

1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であつて、自動車の整備について前条第1項〔優良認定〕の国土交通省令〔指定規則第2条〕で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令〔指定規則第2条〕で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査〔完成検査〕をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

▷指定の申請をする者は、申請書を地方運輸局長に提出しなければならない〔指定規則第1条〕。

▷申請書には、自動車の検査をする場所及び自動車の検査をするために必要な屋内作業場の位置及び面積並びに自動車検査用機械器具の配置状況を記載した事業場の平面図を添付しなければならない〔指定規則第1条〕。

2 工員数、設備の有無等の基準

〔過去出題例〕

- ☑1. 自動車工が10人である指定自動車整備事業の指定を受けた事業場には、このうち自動車整備士技能検定規則の規定による整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）が3人必要である。〔R2.1〕
- ☑2. 指定自動車整備事業の指定を受けた事業場に所属する自動車工が8人の場合、このうち3人以上は、自動車整備士技能検定規則の規定による整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）でなければならない。〔R4.1/R1.2〕
- ☑3. 指定自動車整備事業者において、指定を受けた事業場に所属する自動車工の人数が5人の場合、このうち2人以上については、自動車整備士技能検定規則の規定による自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）でなければならない。〔R1.1〕

◎正解 1…×（3人⇒4人）：2…○：3…○

【関係法令】

◆整備事業の取扱い◆別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）の数
1-3	整備士保有率	1/3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4-1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-4-2	電子制御装置点検整備作業場（車両整備作業場及び点検作業場と兼用している場合を除く）	◎	
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場

第2章は、特にことわりのない限り、令和2年1月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	90
2. 不適切な補修等	93
3. 長さ、幅及び高さ	94
4. 最低地上高	94
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	95
6. 安定性	96
7. 最小回転半径	96

2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	97
2. 速度抑制装置	97
3. 空気入ゴムタイヤ	98
4. 操縦装置	100
5. 施錠装置	101
6. 制動装置	101
7. 電気装置	102

3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ）	103
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）	105
3. 車枠及び車体（リヤ・オーバー・ハング）	106
4. 車体表示	107
5. 巻込防止装置	108
6. 突入防止装置	110
7. 前部潜り込み防止装置	112

4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	113
2. 運転者席	114
3. 座席	115
4. 座席ベルト	116
5. 座席ベルト非装着時警報装置	118
6. 頭部後傾抑止装置	119
7. 乗降口	120
8. 非常口	120
9. 物品積載装置	121
10. 窓ガラス（性能）	121
11. 窓ガラス（貼付物等）	122

5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	124
2. 排出ガス等の発散防止装置	126
3. 排出ガス等の発散防止性能	126
4. 排出ガス等の発散防止装置（各装置）	126
5. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	127

6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	129
2. すれ違い用前照灯	129
3. 前部霧灯	130
4. 側方照射灯	131

5. 車幅灯	132
6. 前部上側端灯	133
7. 昼間走行灯	133
8. 前部反射器	133
9. 側方灯&側方反射器	134
10. 番号灯	135
11. 尾灯	136
12. 後部霧灯	136
13. 後部上側端灯	137
14. 後部反射器	137
15. 大型後部反射器	138
16. 制動灯	139
17. 補助制動灯	140
18. 後退灯	141
19. 方向指示器	142
20. 補助方向指示器	144
21. その他の灯火等の制限	144

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	146
2. 非常信号用具	146
3. 後写鏡	147
4. 直前及び側方の視界	148
5. 窓ふき器等	150
6. 速度計	150
7. 消火器	151
8. 内圧容器	151
9. 緊急自動車	152
10. 道路維持作業用自動車	152
11. 自主防犯活動用自動車	152
12. 基準の緩和	153

8 テスタ等による機能維持確認






1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	154
2. 制動装置の性能及び制動能力 （ブレーキ・テスタ）	154
3. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	155
4. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）/ 規制値	155
5. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）/ 測定方法	157
6. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）	166
7. 光吸収係数による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	169
8. 光吸収係数の測定方法	171
9. 黒煙の測定方法	176
10. 前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	177
11. 警音器の音の大きさ（騒音計）	179
12. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	180

1 自動車の構造関係






1 用語の定義

〔過去出題例〕

- ☑1. 審査時車両状態とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。〔R5.2〕
- (1) 空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。
 - (2) 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える右に掲げる(①)の識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。
 - (3) 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
 - (4) 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。

異常状態の表示	識別表示例
前方のエアバッグ	
側方のエアバッグ	
(②)	 又は BRAKE
アンチロックブレーキシステム	 又は ABS
原動機	

- ☑2. 審査時車両状態は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。〔R1.1〕
- (1) (①)状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、(①)状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と(①)状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。
 - (2) 審査時車両状態においては、原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える右に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

異常状態の表示	識別表示例
(②)のエアバッグ	
(③)のエアバッグ	
制動装置	 又は BRAKE
アンチロックブレーキシステム	 又は ABS
原動機	

- ☑3. 次の文は、審査時車両状態の要件について、述べたものです。〔R3.2〕
- 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次の(ア)から(オ)に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。
- (ア) 前方の(①)
 - (イ) 側方の(①)
 - (ウ) (②)装置
 - (エ) アンチロックブレーキシステム
 - (オ) 原動機

☑4. 次の文は、審査時車両状態の要件について、述べたものです。[R2.1]

原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次の(ア)から(オ)に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

- (ア) 前方のエアバッグ
- (イ) 側方のエアバッグ
- (ウ) (①) 装置
- (エ) アンチロックブレーキシステム
- (オ) (②)

☑5. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう摩耗、(①)、破損、変形、(②)、亀裂又は腐食をいう。

[R5.2]

☑6. 審査事務規程における「連鎖式点灯」の用語の定義は、次のとおりです。[R4.2]

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

- (1) 各光源は、その点灯後、(①)の光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- (2) 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- (4) 各光源は、垂直方向に(②)して変化しないものであること。
- (5) 方向指示器の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

☑7. 審査事務規程における「連鎖式点灯」の用語の定義は、次のとおりです。[R4.1]

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- (2) 全ての光源は、同時に消灯するものであること。
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- (4) 各光源は、(①)方向に反復して変化しないものであること。
- (5) 方向指示器の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は(②)以上であること。

☑8. 審査事務規程における「連鎖式点灯」の用語の定義は、次のとおりです。[R3.2]

一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。

- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。
- (2) 全ての光源は、(①)に消灯するものであること。
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の(②)から(③)に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。

(4) 各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。

(5) 方向指示器の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

- ◎正解 1…①テルテル/②制動装置：2…①空車/②前方/③側方：3…①エアバッグ/②制動：
4…①制動/②原動機：5…①曲がり/②切損：6…①全て/②反復：7…①垂直/②1.7：
8…①同時/②最内縁/③最外縁

【関係法令】

◆審査規程 1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容												
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。												
審査時 車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。 ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。[新設] ②原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテルの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">異常状態の表示</th> <th style="width: 50%;">識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前方のエアバッグ</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>側方のエアバッグ</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> <tr> <td>制動装置</td> <td style="text-align: center;">(ⓘ) 又は BRAKE</td> </tr> <tr> <td>アンチロックブレーキシステム</td> <td style="text-align: center;">(ABS) 又は ABS</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td style="text-align: center;"></td> </tr> </tbody> </table> ③原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。 ④受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。	異常状態の表示	識別表示例	前方のエアバッグ		側方のエアバッグ		制動装置	(ⓘ) 又は BRAKE	アンチロックブレーキシステム	(ABS) 又は ABS	原動機	
異常状態の表示	識別表示例												
前方のエアバッグ													
側方のエアバッグ													
制動装置	(ⓘ) 又は BRAKE												
アンチロックブレーキシステム	(ABS) 又は ABS												
原動機													
損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。												
連鎖式 点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ①各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。 ②全ての光源は、同時に消灯するものであること。 ③光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。 ④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。 ⑤方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。												

- イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって、車室外に備えるもの。ただし、光度が0.5cdを超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。

〔反射器の制限〕

- 自動車には、次の①、②に掲げる反射器を備えてはならない（*）。
 - ①反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの
 - ②反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するもの

*除外される灯火（上記に該当するものであっても備えることができる。）

- 指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物
- 自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材であって、赤色の反射光を前方に表示するもの及び自動車の側面に備える再帰反射材であって、白色の反射光を後方に表示するもの

7 警音器・後写鏡・速度計 他

1 警音器

〔過去出題例〕

- ☑1. 警音器の警報音発生装置の音が自動的に断続したが、測定した音の大きさが基準値以内であったので、保安基準に適合するものと判断した。[R5.1]

◎正解 1…×

〔関係法令〕

◆審査規程7-97 警音器・要約

〔音量及び音色の基準に適合しないもの〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 音が自動的に断続するもの
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの
- 運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの

2 非常信号用具

〔過去出題例〕

- ☑1. 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、基準に適合する（ ）を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。[H30.2]
- ☑2. 自動車に備える非常信号用具は、夜間（ ）mの距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。[R5.1]
- ☑3. 普通乗用自動車に非常信号用具が備えられていなかったが、停止表示器材が備えられており、かつ、停止表示器材に係る基準に適合するものであったので、保安基準に適合するものと判断した。[R4.1]

◎正解 1…非常信号用具：2…200：3…×

[関係法令]

◆審査規程 7－98 非常信号用具・要約

〔装備要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 自動車〔二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車は除く〕には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。

〔性能要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 夜間 200mの距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。
- 自発光式のものであること。

3 後写鏡

〔過去出題例〕

1. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える小型二輪自動車（車室を有しないもの）に備える後写鏡について、鏡面の面積が（ ） cm^2 未満であるものは、「運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること」の基準に適合しないものとする。〔R2.1〕
2. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の小型自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡について、その鏡面は円形であり、かつ、鏡面の直径は120mmであった。また、当該後写鏡に係るその他の性能要件及び取付要件について基準を満足するものであったので、保安基準に適合するものと判断した。〔H30.2〕
3. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡は、後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から（ ）mm以上外側となるように取付けられていること。〔R5.2〕
4. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える最高速度200km/hの小型二輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く）を有しないものに備える後写鏡は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。〔R1.2〕
- (ア) 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から（ ）mm以上外側となるように取付けられていること。
- (イ) 自動車の（ ）取付けられていること。

◎正解 1…69：2…○：3…280：4…280/左右両側に

[関係法令]

◆審査規程 7－106 後写鏡等・要約

〔性能要件〕 ※平成19年1月1日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

- 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの

- 後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ◎容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
 - ◎歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのないものであること。
 - ◎運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。
 - ▷鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの、鏡面の面積が 69cm^2 未満のもの、形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が94mm未満、又は150mmを超えるものは適合しない。
 - ◎後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取付けられていること。
 - ◎自動車の左右両側に取付けられていること。

4 直前及び側方の視界

〔過去出題例〕

- ☑1. 次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く）には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を（①）又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。〔R4.2改〕

自動車	障害物
(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（三輪自動車を除く）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの（三輪自動車を除く）	視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた7－106に適合する後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る）に接する高さ（②）m直径30cmの円柱とする。
(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（(1)及び(3)の自動車並びに三輪自動車を除く）	当該自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあっては右側面）に接する高さ（②）m直径30cmの円柱とする。
(3) 車両総重量が8 t以上又は最大積載量が5 t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く）	当該自動車の前端から（③）m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3 mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ（②）m直径30cmの円柱とする。

- ☑2. 直前及び側方の視界基準について、車両総重量3,300kgの小型貨物自動車（右ハンドル車）には、運転者が運転者席において当該自動車の前面及び左側面に接する高さ（ ）m直径（ ）cmの円柱を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。〔R2.1改〕
- ☑3. 車両総重量3,200kgの普通貨物自動車には、運転者が運転者席において当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る）に接する（ ）の円柱を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。〔R1.1改〕
- ☑4. 乗車定員5人の普通乗用自動車の直前及び側方の視界は、運転者が運転者席において当該自動車の前面及び側面（車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る）に接する高さ（ ）m直径30cmの円柱を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は（ ）若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。〔R5.1改〕
- ☑5. 乗車定員3人の小型貨物自動車に備える直前及び側方の視界を確認するための鏡その他の装置の取付けについて、次の(ア)及び(イ)は、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため「取付けが不確実な鏡その他の装置」に該当し、保安基準に適合しないものの一例です。

〔R1.2改〕

(ア) 取付部が () が外観上明らかなもの。

(イ) () 取付けられているもの (原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの (キャブと荷台が分離しているものに限る)) に取付けられているものを除く)

◎正解 1…①直接/②1/③2 : 2…1/30 : 3…高さ1m直径30cm : 4…1/後写鏡 : 5…吸盤形状であること/延長器具を介して

[関係法令]

◆審査規程7-107 直前及び側方の視界・要約

[装備要件・障害物と視界の範囲] *平成29年1月1日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

- 自動車には、運転者が運転者席において、次に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。
 - ▷二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。
 - ▷運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡若しくは後方等確認装置により確認できる構造の自動車を除く。

①専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5 t以下のもの

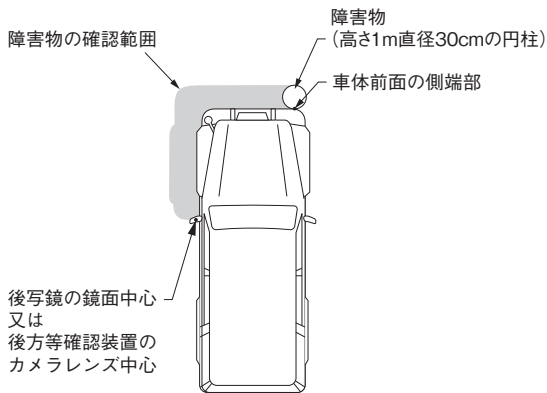
▷三輪自動車を除く。

◎視認により確認する場合は、当該自動車の前面及び側面 (車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲に限る) に接する高さ1m直径30cmの円柱

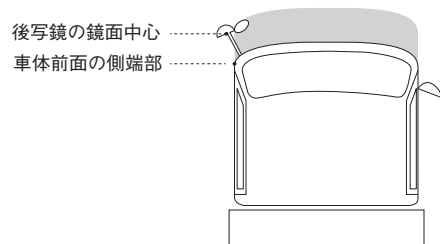
〔適用除外〕

① 運転者席側の車体前面の側端部より外側の範囲

② 車室外に備えられた後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲



【①の範囲を除いた視界の範囲】

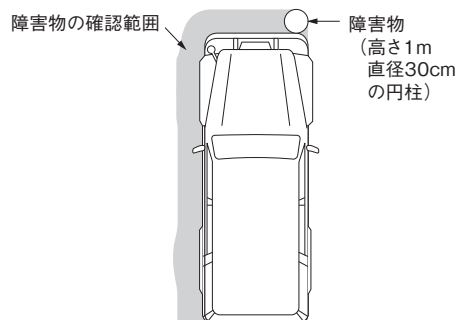


【①及び②の範囲を除いた視界の範囲】

②普通自動車、小型自動車及び軽自動車

▷①及び③の自動車並びに三輪自動車を除く。

◎当該自動車の前面及び左側面 (左ハンドル車にあっては右側面) に接する高さ1m直径30cmの円柱

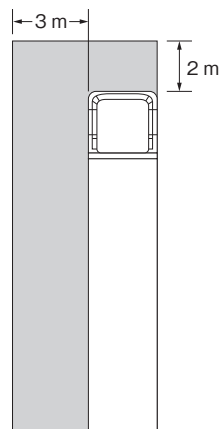


【視界の範囲】

③車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの

▷乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。

◎当該自動車の前端から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあつては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ1m直径30cmの円柱



【視界の範囲】

〔基準に適合しないもの〕 ※平成19年1月1日以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

①取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの

②延長器具を介して取付けられているもの

▷原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る）、専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る）に取付けられているものを除く。

5 窓ふき器等

〔過去出題例〕

- ☑1. 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて乗車定員10人以下の自動車に備える（ ）にあつては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。〔R5.1〕

◎正解 1…デフロスタ

〔関係法令〕

◆審査規程7-109 窓ふき器等・要約

〔装備要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される（一部除外あり、詳細は省略）。

- 自動車の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。

▷二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。

〔洗浄液噴射装置及びデフロスタの性能要件〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される（一部除外あり、詳細は省略）。

- 前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。

▷乗車定員10人以上の自動車を除く。

6 速度計

〔過去出題例〕

- ☑1. 最高速度が180km/hである普通乗用自動車に備えられた速度計の速度がkm/h（キロメートル毎時）で表示されなかったため、保安基準に適合していないものと判断した。〔R1.2〕
- ☑2. 普通乗用自動車に備える速度計について、速度が「マイル毎時」表示のみとなっていたが、テストにより当該速度計の指度を確認したところ誤差が無かったため、保安基準に適合するものと判断した。〔H30.2〕

1 ブレーキ制動力

1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 Nは、質量1 kgの物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、質量1 kgの物体に作用する重力は、1 kg×9.8m/s²=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kgは重量1 kgあたり1 Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1 kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	制動力の判定基準	
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次に荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数第3位を切り捨て・切り上げ）などに注意する。

2 年度別計算問題

1 令和5年度 第1回問題

【1】主要諸元が〔表A〕の自家用貨物自動車について、次の(1)～(2)により検査機器等で検査を実施した結果、〔表B〕に示す計測値等を得た。〔改〕

- (1) 制動力の測定時の天候条件は、晴天。また、車輪は、ブレーキ・テストのローラ上でロックしていない状態で測定した。
- (2) 前照灯の測定は、すれ違い用前照灯試験機を用いて、カットオフラインを有するすれ違い用前照灯を測定した。

次のⅠ～Ⅲの各問に答えなさい。

Ⅰ〔表B〕中の審査時車両状態における軸重(A)、軸重(B)、車両重量(C)及び後軸の制動力の左右差(D)を数値で記入しなさい。

Ⅱ〔表B〕の①～⑤の数値を求め記入しなさい。また、①～⑤の数値を算出した結果、保安基準等に適合するものは「○」印を、適合しないものは「×」印を記入しなさい。なお、①及び②については小数第3位の数を切り上げ小数第2位まで記載し、③及び④については小数第3位の数を切り捨て小数第2位まで記載し、また、⑤については審査事務規程に基づき最大積載量を荷台容積で除した数値を記入しなさい。

Ⅲ〔表B〕の(ア)～(コ)の各項目について、保安基準に適合しないものをすべて記号で記入しなさい。

〔表A〕 主要諸元

初度登録年月	自動車の種別	用途	車体の形状	原動機の最高出力
令和3年4月	普通	貨物	ダンプ	140kW / 2600rpm
燃料の種類	最高速度	前軸重	後軸重	排出ガス規制の識別記号
軽油	125km/h	2270kg	1950kg	2 PG
乗車定員	車両重量	車両総重量	最大積載量	騒音規制
3人	4220kg	7985kg	3600kg	平成28年騒音規制車
荷台内側長さ	荷台内側幅	荷台内側高さ		騒音カテゴリ N2B1A
3.40m	2.06m	0.35m		近接排気騒音値 84dB

〔表B〕 検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値はN、前照灯の計測・判定値は、すれ違い用で表示しています。

制動力				前照灯		前部雾灯	警音器			
前軸	右	6560N	軸重 (A) kg	左右差 2220N ① N/kg	取付高さ	右 77 cm	左 78 cm	速度計の誤差 ⊕・－ (ク) 3.0 km/h	聴感・ <u>テスタ</u> (キ)	
	左	8780N							98.0 dB	
後軸	右	3290N	軸重 (B) kg	左右差 (D) N ② N/kg	光軸	下 0 cm	下 5 cm	⊕・－ (ク) 3.0 km/h	聴感・テスタ	
	左	2380N							③ N/kg	指示針の振れ
計	21010N		車両重量 (C) kg	4.91 N/kg	光度	主×100 cd	主×100 cd	⊙・否	排気騒音	
	手動	8010N							④ N/kg	聴感・ <u>テスタ</u> (ケ)
走行テスト等の方法と結果	最大積載量を荷台容積で除 = ⑤					副×100 (オ) 149 cd	副×100 (カ) 62 cd	サイド・スリップ イン・ <u>アウト</u> 0.6mm	聴感・ <u>テスタ</u> (コ) 88.0 dB	
その他					1	測定値 0.592 m ⁻¹	2	測定値 0.551 m ⁻¹	3	測定値 0.390 m ⁻¹

解説

I

・(A) 「審査時車両状態における前軸重」

〔表A〕及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

審査時車両状態における前軸重A = 前軸重 + 55kg = 2270kg + 55kg = 2325kg

・(B) 「審査時車両状態における後軸重」

〔表A〕より、次のとおりである。

審査時車両状態における後軸重B = 1950kg

・(C) 「車両重量」

〔表A〕及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

車両重量C = 前軸重 + 55kg + 後軸重 = 2270kg + 55kg + 1950kg = 4275kg

・(D)「後軸の制動力の左右差」

〔表B〕より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{後軸の制動力の左右差} D = \text{後軸右} - \text{左} = 3290\text{N} - 2380\text{N} = 910\text{N}$$

Ⅱ

①「主制動力の前軸左右差割合」

- ・①は、主制動装置について前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・前軸の制動力の左右差は、〔表B〕より、2220Nである。
- ・審査時車両状態における前軸重は、IのAより、2325kgである。

$$\text{①} = \frac{\text{前軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{2220\text{N}}{2325\text{kg}} = 0.954\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数第3位を切り上げる。小数第3位はこの場合「4」であり、これを切り上げると、答えは「0.96N/kg」となる。
- ・判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.96N/kg」であることから、判定は「×」となる。

②「主制動力の後軸左右差割合」

- ・②は、主制動装置について後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後軸の制動力の左右差は、IのDより、910Nである。
- ・審査時車両状態における後軸重は、〔表A〕より1950kgである。

$$\text{②} = \frac{\text{後軸の制動力の左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{910\text{N}}{1950\text{kg}} = 0.466\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数第3位を切り上げる。小数第3位はこの場合「6」であり、これを切り上げると、答えは「0.47N/kg」となる。
- ・判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.47N/kg」であることから、判定は「○」となる。

③「主制動力の後軸制動割合」

- ・③は、主制動装置について後軸の制動力の和を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後軸の制動力の和は、〔表B〕より、後軸（右+左）= 3290N + 2380N = 5670Nである。
- ・審査時車両状態における後軸重は、〔表A〕より1950kgである。

$$\text{③} = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{5670\text{N}}{1950\text{kg}} = 2.907\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により、小数第3位を切り捨てる。小数第3位はこの場合「7」であり、これを切り捨てると、答えは「2.90N/kg」となる。
- ・判定基準値は「0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.90N/kg」であることから、判定は「○」となる。

第4章 年度別試験問題

- ◎近畿運輸局が行う検査員教習修了試問において、保安基準関連の出題については試問を実施する年度の4年前の1月を自動車の製作年月として出題されることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、令和2年1月を製作年月と改変し模範解答及び解説を収録した。

4-1 ▶令和5年度 第1回自動車検査員教習修了試問

【1】次の各々の文は、道路運送車両法について述べたものです。次の各問に答えなさい。

Ⅰ 次の文の（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 法第1条〔この法律の目的〕

この法律は、道路運送車両に関し、(①)についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の(②)の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 法第2条〔定義〕

この法律で「自動車」とは、(③)により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより(④)して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. 法第12条〔変更登録〕

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、(⑤)の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から(⑥)日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、次条の規定による移転登録又は法第15条の規定による永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

4. 法第31条〔打刻の塗まつ等の禁止〕

何人も、自動車の(⑦)又は原動機の(⑧)の打刻を塗まつし、その他(⑦)又は原動機の(⑧)の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、(⑨)のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

5. 法第99条の2〔不正改造等の禁止〕

何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の(⑩)、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

▷ 模範解答

【1】

I

1. ①-所有権：②-環境：車両法1条
2. ③-原動機：④-牽引：車両法2条2項
3. ⑤-所有者：⑥-15：車両法12条1項
4. ⑦-車台番号：⑧-型式：⑨-整備：車両法31条
5. ⑩-改造：車両法99条の2

II

1. ①-ワ（被覆）：車両法19条
2. ②-ホ（使用者）：③-イ（満了）：車両法62条1項
3. ④-カ（検査標章）：車両法66条1項
4. ⑤-ヨ（15）：車両法67条1項

【2】

1. ①-小型：②-天然ガス：③-4.70：④-3.40：⑤-2.50：施行規則2条、別表第1
2. ⑥-大きさ：⑦-定格出力：車両法3条
3. ⑧-30：⑨-31：実施要領3-4-18(2)
4. ⑩-11：施行規則44条1項

【3】

I

1. ①-ヨ（3）：審査規程7-70-3(1)①
2. ②-ツ（装飾板）：審査規程7-41-6-1(3)(7-41-1(3))
3. ③-イ（450）：審査規程7-36-3(1)①
4. ④-エ（増減）：審査規程7-96-1(5)
5. ⑤-ヌ（2100）：⑥-ア（350）：審査規程7-81-3(1)②、細目告示206条3項2号
6. ⑦-ホ（200）：審査規程7-98-2(1)①
7. ⑧-ム（70）：審査規程8-54-1(1)②
8. ⑨-ネ（30）：⑩-コ（50）：審査規程7-28-1(3)①
9. ⑪-ウ（コード）：審査規程7-11-1(3)④
10. ⑫-ナ（乗降口）：審査規程7-50-1(2)

II

1. ×（音が自動的に断続するものは不適合）：審査規程7-97-2(1)①
2. ○：審査規程7-117-1①、②
3. ×（透明でないものの貼り付けは不適合）：審査規程7-55-6-1(1)⑫
4. ×（橙色の被覆でなければならない）：審査規程7-26-10-1-1(7-26-8-1-1(4))
5. ○：審査規程7-36-3(2)
6. ×（足かけ及び握り手を有すること）：審査規程7-40-1-1(1)①イ
7. ○：審査規程7-19-10-1(2)
8. ○：審査規程7-118-2②、7-118-3①

【4】

1. ①-20：②-165：審査規程7-28-1(3)③エ(ア)～(ウ)
2. ③-3分の2：④-20分の11：審査規程7-28-1(7)
3. ⑤-60：⑥-120：審査規程7-91-3(2)①
4. ⑦-1：⑧-後写鏡：審査規程7-107-1(1)①
5. ⑨-1：⑩-2：⑪-4：審査規程7-86-3(1)①
6. ⑫-12：審査規程7-7-1(1)
7. ⑬-原動機：審査規程7-66-10-3(1)(7-66-3(1)⑫、⑬)
8. ⑭-デフロスタ：審査規程7-109-2(3)②

【5】 ※第3章 計算問題（183ページ）を参照。

4-2 ▷令和5年度 第2回自動車検査員教習修了試問

【1】 次の各々の文は、道路運送車両法について述べたものです。次の各問に答えなさい。

Ⅰ 次の文の（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 法第1条〔この法律の目的〕

この法律は、(①) に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②) の健全な発達に資することにより、公共の(③) を増進することを目的とする。

2. 法第2条〔定義〕

この法律で「(④)」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. 法第13条〔移転登録〕

新規登録を受けた自動車（以下「登録自動車」という。）について所有者の変更があったときは、(⑤) は、その事由があった日から(⑥) 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

4. 法第31条〔打刻の塗まつ等の禁止〕

何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を(⑦) にするような行為をしてはならない。但し、(⑧) のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条の規定（職権による打刻等）による命令を受けたときは、この限りでない。

5. 法第35条〔許可基準等〕

法第34条の臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての(⑨) その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。

6. 法第99条の2〔不正改造等の禁止〕

何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車（以下「自動車検査証交付済自動車等」という。）について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は(⑩) その他これらに類する行為であって、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

Ⅱ 次の文の（ ）に当てはまる最も適切な字句を下表から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用してもよい。

1. 法第19条〔自動車登録番号標の表示の義務〕

自動車は、第11条第1項（同条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、(①) しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の(②)に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2. 法第62条〔継続検査〕

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の(③)は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の(③)は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

3. 法第66条〔自動車検査証の備付け等〕

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を(④)しなければ、運行の用に供してはならない。

4. 法第67条〔自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査〕

自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から(⑤)日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

イ：縦向き	ロ：判断	ハ：予備検査証	ニ：使用者	ホ：表示	ヘ：携帯
ト：備え付け	チ：保安基準適合標章	リ：14	ヌ：識別	ル：隠蔽	ワ：被覆
カ：検査標章	コ：15	タ：30	レ：運行	ツ：走行	ネ：自動車

【2】 次の各々の文について、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則及び自動車検査業務等実施要領に照らし、（ ）に当てはまる適切な字句または数字を記入しなさい。

1. 次の表は、施行規則第2条〔自動車の種別〕別表第1から抜粋したものです。令和3年に製作された自動車について、表中の（ ）の中に入る適切な字句または数字を記入しなさい。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
(①) 自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	(②) 以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあっては、その総排気量が(③) ℓ以下のものに限る。）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車等軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

R5.2

軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る。）	3.40m 以下	④ m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る。）	2.50m 以下	⑤ m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	〔略〕			
小型特殊自動車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

2. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は ⑥ を基準として国土交通省令で定める。

3. 自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日は、次表に示すところによる。

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日
3月28日	2月28日
5月 ⑦ 日及び ⑧ 日	4月30日

4. 法第61条第1項に規定する自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては ⑨、その他の自動車にあつては ⑩ とする。

【3】 次の各々の文は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程について述べたものです。次の各問に答えなさい。

Ⅰ 使用の過程にある自動車について、次の文の（ ）に当てはまる最も適切な字句または数字を下表から選び、その記号を記入しなさい。なお、同じ記号を複数回使用してもよい。

1. 最高速度90km/hの自動車の速度計の指度の誤差は、当該自動車の速度計が40km/hを指示しているとき、速度計試験機を用いて計測した速度が ① km/h以上 ② km/h以下の範囲でなければならない。
2. ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室を有しないものに備える後写鏡は、後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から ③ mm以上外側となるように取付けられていること。
3. 空車状態において、自動車（二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）を左側及び右側に、それぞれ ④ °（側車付二輪自動車にあつては25°、最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の ⑤ 倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあつては ⑥ °）まで傾けた場合に転覆しないこと。

この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。

▷ 模範解答

【1】

I

- ①-道路運送車両：②-整備事業：③-福祉：
車両法1条
- ④-自動車：車両法2条2項
- ⑤-新所有者：⑥-15：車両法13条1項
- ⑦-困難：⑧-整備：車両法31条
- ⑨-継続検査：車両法35条1項
- ⑩-取り外し：車両法99条の2

II

- ①-ワ（被覆）：②-ヌ（識別）：車両法19条
- ③-ニ（使用者）：車両法62条1項
- ④-ホ（表示）：車両法66条1項
- ⑤-ヨ（15）：車両法67条1項

【2】

- ①-普通：②-四輪：③-2.00：④-1.48：
⑤-1.30：施行規則2条、別表第1
- ⑥-定格出力：車両法3条
- ⑦-30：⑧-31：実施要領3-4-18(2)
- ⑨-1年：⑩-2年：車両法61条1項

【3】

I

- ①-サ（31.0）：②-ミ（42.5）：審査規程9-
13(1)
- ③-ラ（280）：審査規程7-106-9-3-1
（7-106-3-1(2)①)
- ④-エ（35）：⑤-レ（1.2）：⑥-ネ（30）：審
査規程7-6-1(1)④
- ⑦-ホ（3.5）：⑧-ム（500）：審査規程7-11
-7-1(2)①（7-11-1(2)①)
- ⑨-チ（地方運輸局長）：⑩-ヤ（認定）：保安
基準55条1項
- ⑪-リ（テルテール）：⑫-ツ（制動装置）：審
査規程1-3

II

- ×（いずれの部分においても1.6mm以上の深さ
を有すること）：審査規程7-11-7-1(3)③
（7-11-1(3)③)
- ×（3.5t以下の普通貨物自動車の運転者席は要
装備）：審査規程7-46-1
- ×（橙色⇒白色）：審査規程7-76-2-1(1)
③
- ：審査規程7-70-3(1)①
- （令和5年8月31日以前製作の二輪自動車は
装備不要）：審査規程7-74-11-1
- （記号で表示する）：審査規程7-12-1-
2(1)①
- ：審査規程7-26-1-1(1)③
- ×（夜間後方20mの距離から自動車登録番号標
の数字等の表示を確認できること）：審査規程7
-80-7-2(1)①

【4】

- ①-曲がり：②-切損：審査規程1-3
- ③-10：④-11.5：審査規程7-5-1(1)
- ⑤-反射部：審査規程7-85-2(1)①
- ⑥-解除：⑦-2：審査規程7-9-1(4)
- ⑧-110：⑨-230：審査規程9-9(1)①イ
(7)
- ⑩-緊急自動車：審査規程7-51-1
- ⑪-×：⑫-○：⑬-3：⑭-2：⑮-4：自
動車部品の取扱い

【5】※第3章 計算問題（187ページ）を参照。

【6】

I

1. ①-内燃機関：保安基準30条2項、審査規程7-56-11-1
2. ②-95：③-100：④-アイドリング：⑤-回転計：審査規程 別添10 5.2, 5.3

II

1. × (オパシメータを用いて測定する)：審査規程9-7
2. × (ボルト止めは不適合)：審査規程7-56-11-2-1 (7-56-2-1)
3. ○ (CO2.0%以下HC500ppm以下であるため適合)：審査規程9-6 (1) ③
4. × (アンモニア臭が認められるものは基準不適合)：審査規程7-57-1 (3)
5. ○：審査規程7-63-1 ①

III

- ①-タ (3)：②-イ (6)：③-へ (最大値)：
④-ヨ (閾値)：⑤-レ (0.64)：審査規程 別添11
4.1~4.4

【7】

1. × (5年以内⇒1年以内)：指定規則12条1項
2. ○：検査機器の取扱い
3. × (タイヤのローラに付着している水や油等の異物は測定前に除去する)：検査機器の取扱い
4. × (外気の混入を防止する措置を講じて測定する)：検査機器の取扱い
5. ○：検査機器の取扱い

【8】

1. ①-使用者：②-保安基準：車両法47条
2. ③-8：④-6：⑤-1：車両法48条1項1号~3号
3. ⑥-1年 (12月)：点検基準 別表第5
4. ⑦-1年 (12月)：点検基準 別表第7
5. ⑧-3月：点検基準 別表第3
6. ⑨-3月：車両法48条1項1号
7. ⑩-車庫：車両法56条、点検基準6条2号

【9】

1. ①-ヌ (大型特殊)：車両法77条1号~3号
2. ②-ヤ (15日)：指定規則9条1項
3. ③-リ (証明)：車両法94条の5 4項
4. ④-ナ (事業場)：⑤-ホ (自動車検査員)：車両法94条の4 1項
5. ⑥-エ (2年)：車両法94条の6 2項
6. ⑦-チ (点検)：⑧-ト (整備)：施行規則62条の2の2 1項3号
7. ⑨-オ (助けない)：施行規則62条の2の2 1項10号
8. ⑩-ム (解任)：車両法94条の4 4項

【10】

1. ○：整備事業の取扱い 別添3 第3. (1)
2. × (自賠責保険証明書を備え付けていなければ運行の用に供してはならない)：自賠責8条
3. ○：指定規則9条1項
4. ○：保適の有効期間と自賠保険の取扱い 1. 2
5. × (書面に記載し、書面により保管する)：ユーザーサービスの導入1 (3)
6. ○：車両法94条の4 3項
7. × (一連の指定整備を初めから行う)：車両法94条の5 1項
8. × (エンジンオイルの補充は可だが交換は不可)：整備事業の取扱い 別紙3の2 2. (5)
9. × (一時抹消登録自動車には「自動車部品を装着した場合の取扱い」の規定は適用されない)：車両法94条の5 5項
10. ○：整備事業の取扱い 別添3 第5. (3)

第5章 暗記ノート

◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。

◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。

車両法

◆車両法の目的

1. この法律は、道路運送車両に関し、【①】についての【②】等を行い、並びに【③】の確保及び【④】の防止その他の【⑤】の保全並びに【⑥】についての【⑦】の向上を図り、併せて自動車の【⑧】の健全な【⑨】に資することにより、公共の【⑩】を【⑪】することを目的とする。

- 1. ①所有権 ②公証
- ③安全性 ④公害
- ⑤環境 ⑥整備
- ⑦技術
- ⑧整備事業 ⑨発達
- ⑩福祉 ⑪増進

◆用語の定義

2. この法律で「道路運送車両」とは、【①】、原動機付自転車及び【②】をいう。
3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより【②】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
4. この法律で「運行」とは、人又は物品を【①】するとしないとにかかわらず、【②】を【③】の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く）をいう。

- 2. ①自動車
- ②軽車両
- 3. ①原動機
- ②牽引
- 4. ①運送
- ②道路運送車両
- ③当該装置

◆自動車の種別

5. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに【④】の種類及び【⑤】又は【⑥】を基準として国土交通省令で定める。

- 5. ①軽自動車
- ②大きさ
- ③構造
- ④原動機
- ⑤総排気量
- ⑥定格出力

◆自動車の種別（別表第1）

6. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が【④】ℓ以下のものに限る）である。
7. 軽自動車は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で、自動車の大きさが長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ2.00m以下に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が【③】ℓ以下のものに限る）である。

- 6. ①4.70
- ②1.70
- ③2.00
- ④2.00
- 7. ①3.40
- ②1.48
- ③0.660

8. 小型特殊自動車であって、最高速度15km/h以下である自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅1.7m以下、高さ【②】m以下である。

◆登録の一般効力

9. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、【①】に登録を受けたものでなければ、これを【②】の用に供してはならない。

◆新規登録の申請

10. 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次（略）に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第33条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を【①】しなければならない。

◆自動車登録番号標の封印等

11. 何人も、国土交通大臣若しくは【①】が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【②】は、これを取り外してはならない。ただし、【③】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

12. 【①】の取り付けは、自動車の後面に取りつけた【②】の【③】の取り付け箇所に行うものとする。

◆変更登録

13. 自動車の所有者は、登録されている型式、【①】、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは【②】又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【③】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

◆移転登録

14. 新規登録を受けた自動車について【①】の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【②】日以内に、【③】の行う移転登録の申請をしなければならない。

◆自動車登録番号標の表示の義務

15. 自動車は、道路運送車両法の規定により自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【①】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により【②】しなければ、運行の用に供してはならない。

◆車台番号等の打刻

16. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機の【①】を打刻してはならない。

8. ①4.70
②2.80

9. ①自動車登録ファイル
②運行

10. ①提示

11. ①封印取付受託者
②自動車登録番号標
③整備

12. ①封印
②自動車登録番号標
③左側

13. ①車台番号
②住所
③15

14. ①所有者
②15
③国土交通大臣

15. ①被覆
②表示

16. ①型式